

政

令

民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成三十年六月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第百八十三号

民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、民法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十四号）及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十九年法律第四十五号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 法務省関係（第一条・第二条）

第二章 内閣官房関係（第三条）

第三章 内閣府関係

第一節 本府関係（第四条・第五条）

第二節 金融庁関係（第六条―第十条）

第四章 総務省関係（第十一条・第十二条）

第五章 財務省関係（第十三条―第二十条）

第六章 文部科学省関係（第二十一条・第二十二条）

第七章 農林水産省関係（第二十三条―第二十五条）

第八章 経済産業省関係（第二十六条―第二十八条）

第九章 国土交通省関係（第二十九条―第三十五条）

附則

第一章 法務省関係

（公証人手数料令の一部改正）

第一条 公証人手数料令（平成五年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。
第十三条第一項ただし書中「商工業の見習を目的としない」を削る。

（不動産登記令の一部改正）

第二条 不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）の一部を次のように改正する。
別表の六十四の項申請情報欄中「代金」の下に「民法第五百七十九条の別段の合意をした場合にあっては、その合意により定めた金額」を加える。

第二章 内閣官房関係

（独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法施行令の一部改正）

第三条 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法施行令（平成十九年政令第二百三十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「指名金銭債権」を「金銭債権（民法（明治二十九年法律第八十九号）第三編第一章第七節第一款に規定する指図証券、同節第二款に規定する記名式所持人払証券、同節第三款に規定するその他の記名証券及び同節第四款に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権を除く。次号において同じ。）」に改め、同項第二号中「指名金銭債権」を「金銭債権」に改める。

第三章 内閣府関係

第一節 本府関係

（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法施行令の一部改正）

第四条 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法施行令（平成二十三年政令第二百五十七号）の一部を次のように改正する。
第二十條第一項中「償還請求権は、」の下に「これを行使することができる時から」を加え、同条第二項中「請求権は、」の下に「これを行使することができる時から」を加える。

（公共施設等運営権登録令の一部改正）

第五条 公共施設等運営権登録令（平成二十三年政令第三百五十六号）の一部を次のように改正する。
第四十七條中「代金」の下に「（民法第五百七十九条の別段の合意をした場合にあっては、その合意により定めた金額）」を加える。

第二節 金融庁関係

（金融商品取引法施行令の一部改正）

第六条 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。
第一条第一号中「、指名債権でない」を「あつて、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三編第一章第七節第一款に規定する指図証券、同節第二款に規定する記名式所持人払証券、同節第三款に規定するその他の記名証券又は同節第四款に規定する無記名証券に係る債権である」に改め、同条第二号中「指名債権でない」を「前号に規定する債権である」に改める。

（預金保険法施行令の一部改正）

第七条 預金保険法施行令（昭和四十六年政令第百十一号）の一部を次のように改正する。
第三十條中「第百三十一條第三項」を「第百三十一條第四項」に改める。

（保険業法施行令の一部改正）

第八条 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。
第四条の四を削り、第四条の五を第四条の四とし、第四条の六から第四条の十一までを一条ずつ繰り上げる。

（預金保険機構債令の一部改正）

第九条 預金保険機構債令（平成十年政令第二十八号）の一部を次のように改正する。
第十六條第一項中「償還請求権は、」の下に「これを行使することができる時から」を加え、同条第二項中「請求権は、」の下に「これを行使することができる時から」を加える。

（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令の一部改正）

第十条 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令（平成十三年政令第四百二十六号）の一部を次のように改正する。
第二十二條第一項中「償還請求権は、」の下に「これを行使することができる時から」を加え、同条第二項中「請求権は、」の下に「これを行使することができる時から」を加える。

第四章 総務省関係

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第四章 総務省関係

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。次条において「平成二十七年地共済経過措置政令」という。）の一部を次のように改正する。

第十一条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。次条において「平成二十七年地共済経過措置政令」という。）の一部を次のように改正する。